

居宅介護支援重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

当事業所が提供する居宅介護支援のサービス内容、注意事項について説明いたします。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 広谷福祉会
- (2) 所在地 広島県府中市広谷町391番地
- (3) 電話番号 0847-45-0893 FAX 0847-45-7028
- (4) 代表者氏名 理事長 後藤 信行
- (5) 設立年月 平成3年8月2日

2. 事業所の概要

(1) 名称及び所在地等

事業所名称	セイフティー信和居宅介護支援事業所
所在地	広島県府中市広谷町391番地
介護保険指定番号	3471700033
管理者	内海 美絵

(2) 運営方針

- ① 可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。また他の施設・支援事業者等との連携に努めます。
- ③ 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族は、居宅サービス事業者について複数の紹介を求めることができ、また、当該居宅サービス事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です。
- ④ 円滑な医療機関との連携に努めるにあたり、利用者の同意を得て主治医の意見を求めると共に、医師に対し作成した居宅サービス計画を交付します。また、介護支援専門員が把握した利用者の状況について、主治医等に必要な情報伝達を行います。
- ⑤ 居宅介護支援を行うに当たって、介護保険等関連情報等を活用し、その事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めます。

(3) 職員体制

職員	常勤	非常勤	合計	事業者の人員基準
管理者	1		1	1
主任介護支援専門員	2		2	管理者
介護支援専門員	3		3	必要数
事務職員	1	1	2	必要数

(4) 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時30分
日・祭日・12月30日～1月3日	休業

- (5) 通常の事業実施地域
府中市（上下町を除く）、福山市新市町

3. サービスの概要

(1) 利用できる方

- 要介護認定を受けようとする方
- 要介護状態（要介護1～5）（常に介護を必要とする寝たきり、認知症状態の人）

(2) サービスの内容

事業者は、利用者に対し担当介護支援専門員を任命し、以下のサービスを提供します。

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

(3) 介護支援専門員の交替、協力依頼

- ① 事業者からの介護支援専門員の交替
事業者の都合により介護支援専門員を交替することがあります。交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- ② 利用者からの交替の申し出
選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して交替を申し出ることが出来ます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名は出来ません。
- ③ 協力依頼
利用者が入院した場合等に円滑な医療機関との連携を図るため、担当介護支援専門員の氏名や連絡先等の情報を当該医療機関の職員等に提供するよう、利用者に協力を依頼します。

4. 利用料金

- 当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。
- 利用者の保険料滞納等のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額（1か月当り）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、保険者の窓口へ提出することで、全額払い戻しを受けられます。

(1) 居宅介護支援費（Ⅱ）	要介護1又は2	1月に付き	10,860円
	要介護3,4又は5	1月に付き	14,110円
(2) 特定事業所加算（Ⅰ）	1月に付き	5,	190円
特定事業所加算（Ⅱ）	1月に付き	4,	210円
特定事業所加算（Ⅲ）	1月に付き	3,	230円
特定事業所加算（A）	1月に付き	1,	140円
初回加算	1月に付き	3,	000円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	1回に付き	2,	500円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1回に付き	2,	000円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	1回に付き	4,	500円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	1回に付き	6,	000円

退院・退所加算（Ⅱ）イ	1回につき	6,000円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	1回につき	7,500円
退院・退所加算（Ⅲ）	1回につき	9,000円
（※退院・退所加算は入院・入所期間中1回まで。初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。）		
通院時情報連携加算	1回につき	500円（1回/月 限度）
ターミナルケアマネジメント加算	1月に付き	4,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1回につき	2,000円（2回/月 限度）
運営基準減算	所定単位数の▲50%	
特定事業所集中減算	1月に付き	▲2,000円

5. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	宇根 隆司（主任）
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6. 事故発生時の対応

- サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町、関係医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

8. 秘密の保持

- 事業者及び従業者は、個人情報の使用に係る同意書にある内容に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.1. 公正中立の確保

- 利用者に提供される指定居宅サービス等が不当に偏ることのないよう、公正中立に行わ
なければならないこと等を踏まえ、前6月間に当事業所において作成された居宅サー
ビス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以
下、訪問介護等という）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、
前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等
ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者
によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき、居宅介護支援の提供
開始に際し利用者又はその家族の理解が得られるよう十分説明する義務を負います。

（令和5年9月1日～令和6年2月末）

サービス種別／割合	紹介上位事業者名および割合		
訪問介護 (19%)	アシナヘルパー ステーション (31%)	府中市社会福祉協議会 訪問介護 (30%)	J A 福山市訪問介護 事業所ひだまり (22%)
通所介護 (49%)	セイフティー信和 デイサービスセンター (70%)	デイサービス ゆうゆう高木 (15%)	J A 福山市高齢者福祉 センターひだまり (6%)
地域密着型通所介護 (3%)	通所介護事業所 府中静和寮 (72%)	ケアビレッジだいきち (25%)	デイサービス ことぶき庵 (3%)
福祉用具貸与 (54%)	中央リハビリサービス (70%)	土井木工福祉プラザ (12%)	日本基準寝具 福山営業所 (7%)

1.2. 相談・苦情受付について

- 苦情の受付担当者は以下の者です。
担当者 内海 美絵（管理者）
電話 (0847) 45-6200 / 45-0893
- 窓口の受付時間
8:30～17:30（日・祝日を除く）
- 苦情受付の流れ
- ① セイフティー信和居宅介護支援事業所管理者を苦情解決責任者に、別に苦情受付
対応者を位置付ける。
 - ② 一時対応者は苦情受付対応の基本的な心構えに十分配慮する。
 - ③ 苦情申出者が一時対応者を指定して申し出ていない場合は、一時対応者はあまり
苦情について詳細には聞かず、速やかに苦情受付担当者に連絡し、状況を正確に
伝達する。
 - ④ 苦情申立者が特にその一時対応者を指定して申し出ている場合には、苦情の詳細
を確認する。その際、「三現主義」（「現場」で「現物」を「現実的」に把握すること）
で情報の収集と分析を的確に行い、苦情申立を受け付ける。
 - ⑤ 「苦情受付対応票」に必要事項を記入する。
- 苦情の内容については、広谷福祉会の苦情処理委員会が善処します。

○ 事業所以外の窓口

府中市健康福祉部 介護保険課介護福祉係	所在地 広島県府中市府川町315 電話番号 0847-40-0222 fax 番号 0847-45-5522 対応時間 8:30~17:15 (土日祝を除く)
------------------------	--

福山市保健福祉局 長寿社会応援部介護保険課	所在地 広島県福山市東桜町3番5号 電話番号 084-928-1166 fax 番号 084-928-1732 対応時間 8:30~17:15 (土日祝を除く)
--------------------------	---

広島県国民健康保険団体 連合会介護保険課	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 fax 番号 082-511-9126 利用時間 8:30~17:15 (土日祝を除く)
-------------------------	---

13. 第三者評価の実施について

○直近での専門評価による第三者評価の実施ありません。

年 月 日

居宅介護支援サービスに関する重要事項の説明を本書面に基づき行いました。

セイフティー信和 居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者住所 氏名

代理者住所
(続柄) 氏名